

平成29年8月7日に受けた行政処分内容について

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第2条の八第2項の規定に基づき公表します。

【処分の内容】

行政処分事業者の詳細情報	
行政処分等の年月日	平成29年8月7日
事業者の氏名はまたは名称	エア・ウォーター物流株式会社（法人番号 6430001009470） 代表者向出敏行
事業者の所在地	北海道札幌市中央区北3条西1丁目2番地
営業所の名称	北見営業所
営業所の所在地	北海道北見市端野町3区367-5
行政処分の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項 他2件
違反行為の概要	平成29年7月27日、108条通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。（1）乗務等の記録事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項）、（2）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、（3）自動車に関する表示義務違反（道路運送法第95条）
違反点数（事業者）	0点
違反点数（営業所）	0点

【当該事故発生に基づき講じた措置】

- 当該営業所に対し複数回の臨時社内監査及び指導を実施
- 事故原因の詳細な調査と検討を実施
- 事故の原因について、当該営業所の他、社内の全ての営業所に対して水平展開し、同種事故の再発防止に向けたキャンペーンを実施
- 北海道警察本部北見警察署交通課長による安全講話の実施